

飲食店利用活性化事業

しこちゅ〜Eat!もっと!!キャンペーン

【概要】

市内飲食店への誘客を目的に、次により登録した登録店舗での食事、テイクアウト又はデリバリーのレシートや領収書を添付し応募すると、登録店舗で使用できる食事券を総額 2,000 万円の予算の範囲内で、申し込みいただいた方から順番にプレゼントする事業です。(1人1回限り、上限 10,000 円)

【登録店舗】

新型コロナウイルス感染症対策を行っている、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の規定による営業の許可(食品衛生法施行条例(平成 12 年愛媛県条例第 16 号)別表第 4 に規定する飲食店営業及び喫茶店営業の許可に限る。)を愛媛県知事から受けた者が専ら飲食の用に供する客席(休憩の用を兼ねる客席を除く。)を備えて市内で営業している店舗のうち、本事業に登録した者。

ただし、次のいずれかに該当する者は登録店舗として登録できません。

- (1) 四国中央市暴力団排除条例(平成 23 年四国中央市条例第 30 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業を行う者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

※本通知が届いた方でも、登録店舗の条件に必ず該当するとは限りませんので、ご注意ください。

【登録方法】

Web での登録が必要となります。

GoToEat 事業に参入されていない飲食店は営業許可書の写し(携帯電話で撮影した写真データ可 ただし文字が読み取れること)の添付が必要となります。

登録は市役所のホームページ内にある「しこちゅ〜Eat!もっと!!キャンペーン」から行えます。



(登録先 QR)

【登録期間】

令和 2 年 12 月 25 日(金)から令和 3 年 1 月 31 日(日)まで

【必要となる感染症対策】

- ・店舗入り口への手指消毒液の設置
- ・スタッフのマスク着用の徹底
- ・1 時間に 1 度窓を開放するなどの定期的な換気対策
- ・異なるお客さまグループの席の間隔確保やパーティションなどでの区切り
- ・お客さまに対して、感染症対策への注意喚起(食事中以外のマスクの着用、大声での会話など)

【登録店舗への訪問調査について】

- ・担当職員が事前の連絡なく、訪問調査を行う場合があるので、その際は協力すること。

【これから応募する利用者への対応】

・店舗名や日付が入っていないレシートを活用されている店舗は、希望される方に店舗名と日付の入った領収書を発行してください。

【食事券で支払いをする利用者への対応】

・本食事券での支払いには釣銭は出さないでください。ただし食事券での支払いを超えて現金で支払った場合には釣銭を出してください。

・本食事券での支払いがあった場合に、発行する領収書やレシートは食事券部分とその他の支払いが分かるよう記載してください。

記載例

10,000円分の食事を行い食事券で5,000円、現金で5,000円支払った場合

領収書	
〇〇〇〇様	¥10,000 但し、飲食代として
内訳 商品券 5,000円	〇年〇月〇日 上記正に領収いたしました 〇〇〇レストラン 四国 太郎 ㊤ 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
現金 5,000円	
小切手	
税抜金額	
消費税等	

【食事券の使用期間】

令和3年1月12日(火)から令和3年3月21日(日)まで

【食事券の換金請求】

食事券の換金請求は3回行うことができます。

請求時は使用された食事券を添付してください。

請求は郵送もしくは持参によりお願いします。

各請求期間最終日までに政策推進課に請求書と使用済み食事券が到着していない場合、支払いは次回の振込日となります。最終の請求は必ず期限内に行ってください。

請求期間	振込予定日 ※変更になる場合があります。
令和3年1月13日から令和3年2月5日まで	令和3年2月19日
令和3年2月6日から令和3年3月5日まで	令和3年3月19日
令和3年3月6日から令和3年3月30日まで	令和3年4月19日